


適用可否チェックリスト

チェック項目		チェック欄
適用受贈者	① 下記のいずれかに該当していること。 (イ) 受贈時に国内に住所を有していること。 (ロ) 受贈時には国内に住所を有していないが、日本国籍を有する者で、受贈者又は贈与者が贈与前5年以内に国内に住所を有していたことがある者。	
	② 受贈日の属する年の1月1日において20歳以上であること。	
	③ 贈与者の直系卑属である推定相続人(代襲相続人を含む)又は贈与者の孫であること。	
	④ 下記のいずれかに該当していること。 (イ) この規定に係る贈与者から既に受けた贈与について相続時精算課税の適用を受けていること。 (ロ) この贈与について相続時精算課税の規定の適用を受けることとなったこと。	
	⑤ 翌年の3月15日までに期限内申告書を提出すること。	
	⑥ 既に平成21年改正前の「特定贈与者からの特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例」の規定の適用を受けていないこと。	
適用住宅取得資金	① 父母又は祖父母からの住宅取得資金の贈与であること。 ※父母又は祖父母の年齢制限はなし。	
	② 新築住宅・中古住宅・増改築(これらの敷地の用に供されている土地等を含む)のいずれかの新築等に充てるための住宅取得資金であること。	
	③ 受贈した住宅取得資金は、その全額を上記②の新築住宅・中古住宅・増改築の新築等に充てること。	
適用取得住宅	① 国内にある住宅であること。	
	② 新築住宅・中古住宅・増改築後の住宅の建物の床面積(区分所有である場合は専有部分の床面積)の1/2以上が受贈者の居住用であること。	
	③ 受贈者が居住の用に供する建物が2以上ある場合は、その者が主として居住の用に供すると認められる一の家屋であること。	
	④ 受贈日の属する年の翌年3月15日までに新築等をして入居すること。又は、同日後遅滞なく入居することが確実であると見込まれること。	
	⑤ 下記のいずれかに該当していること。 (イ) 受贈者と特別の関係がある者との請負契約に基づく新築、増改築でないこと。 (ロ) 受贈者と特別の関係がある者からの新築住宅・中古住宅の取得ではないこと。	
	⑥ 中古住宅の場合は、取得の日以前20年(耐火建築の場合は25年)以内に建築されたものであること。(平成17年4月1日以後の中古住宅については、築後経過年数要件を満たさなくても、新耐震基準に適合すれば適用あり。但し、証明書が必要)	
	⑦ 増改築については、一定の要件を満たしていること	
添付書類	① 相続時精算課税選択届出書	
	② 受贈者の戸籍謄本又は抄本及び受贈者の戸籍の附票(又は住民票)の写し	
	③ 贈与者の住民票の写し及び贈与者の戸籍の附票の写し	
	④ その他の必要書類	

特殊ケース	 専門家に相談
-------	---


適用あり